

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)
地域名 (地域内農業集落名)	若浦地区 ( 平 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 30日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

多面的・中山間支払交付金の対象エリアを中心に獣害フェンスの設置や保全管理を行っている。  
 現在は大浦ファームが中核的扱い手となっており、地域の大半の農地を耕作している。  
 地域の中でも今後管理が難しくなる農地については、大浦ファームへ委託を希望する者が約6割を占める状況である。  
 一方で、地区外からの耕作意欲のある扱い手も数人いるため、個人での管理が難しい農地については委託をしている。  
 地域全体で農地を守っていくため、草刈り隊を設立し、地域全体で草刈りなども行っている。  
 課題としては大浦ファームのオペレーターが少しづつ減少している状況であるため、畠の管理が困難となる恐れがある。また、機械の更新、維持管理が課題となる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

栽培作物については、水稻を中心に耕作を行う。  
 自ら耕作が困難となる農地については大浦ファームや地区外の耕作意欲のある扱い手へ集約を進める。  
 農地の草刈りなどについては引き続き地域全体で行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

## (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構を通して集積を進めていく。  
 また、随時目標地図の更新を図りながら積極的に耕作意欲のある扱い手へ集積を進める。

## (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、扱い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。  
 地域の中核的扱い手である大浦ファームへの集積を行っていきたい。

## (3) 基盤整備事業への取組方針

大半が耕地整理済み。大規模な基盤整備事業の取り組み予定なし。

## (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農等への受入態勢を整える。

## (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携	⑩その他

## 【選択した上記の取組方針】

①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。

⑦多面的・中山間直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。